

「社会福祉」本質論の問題点 (二)

— 社会政策論と社会事業論の交流点はどこか —

木村 正 身

戦後のわがくにの社会政策論が高度の水準での活潑な論争をとおして種々の成果を挙げてきたといわれていることを知る者は、最近の社会保障制度問題の昂揚にたいして、いわゆる「本質論」の支配的定型たる労働力政策論ないし労働者政策論の有効限度について多少とも直観的懷疑をいだかざるをえないであろうが、さらに眼を転じてその隣接部門たる社会事業論（または「社会福祉事業」論）の現状を展望するとき、おそらくそこにこの二つの学問の水準のアンバランスをめぐっていっそう多くの感慨をもたざるをえないであろう。そこには社会政策論にくらべて、きわめて基本的な諸点について、なお種々の未開拓な問題の伏在と、これに対応すべき理論の相当のたちおくれが、否めないのではないだろうか。

わがくにの戦後の社会事業は、この「社会事業」という概念にひさしくまわりついていた、困窮者にたいする前近代的・公権的なあわれみ・慈善といった理念を、すくなくともたてまえてはようやく払拭して、憲法第二十五条のいわゆる「社会福祉」を目指し、イギリス的な Social Welfare, Social Work の範例に倣い、民主的な社

社会正義の理念に立脚する「社会福祉事業」というまったくあたらしい制度として再編・再出発したといわれているが、そのようなものとしての新型の社会事業が、宣揚されるその理念を超えて、はたしてどのような本質をもつものか、さらにそれは社会保障制度（ないしはその先行的諸事象）の一環として社会政策に属するものであるのか、それとも社会政策からは区別される独自の一領域であるのか、いな、一般に社会事業・社会保障・社会政策という三つのものの本質的異同・包摂の關係はどうなのか、といったごく基本的な点についてすら、定説をみていないようである。もっとも、あとで吟味するように、社会事業一般の内容については海外でも十九世紀後半以来種々の研究の系譜が展開されてきたし、わがくににも戦前からその紹介はあったし、戦後はとりわけ「社会福祉事業」法制・施設の整備・研究機関の設置に伴い、すくなくならぬ分量の研究があらわれているようであるが、しかし大抵はそれらの諸研究も、あらかじめいうなら、あたらしい理念としての「社会福祉」概念を歴史を超えた規範として抽象的・道義的に取扱うに終始したり、アメリカ的な専門職業「ソーシャル・ワーク」の技術の無批判な紹介なしはその「社会学」的敷衍にとどまったり、あるいはまれに社会政策論の到達水準とパラレルに社会科学的な視角から社会事業の資本制的な本質の把握を志す場合にも、社会政策論における一定の理論の特有に日本的なパターンの支配に制約されて、社会事業と社会政策の境界や結節点、またその歴史的推転の理論的意味が、いまだほとんどとらえられていないままに、現状におよんでいるといえるふしが多い。これらの諸学説の全体をつうじておそらく一般に指摘しうることは、その理論水準が資本主義のいわゆる「一般的危機」段階ないし「福祉国家」段階の把握にじゅうぶんにつながらず、むしろこの点の問題意識が、ごく一部の例外をべつとすれば稀薄であって、その理論水準一般はなおアーツェ・ザロモンやE・T・ディヴァインの当時のそれとそう違ってはいないのではないかということがある。

筆者は、従来社会政策論の一学徒だった者としての立場から、最近ある事情で図らずもはじめて「社会福祉事業」論について正面から考察する必要に迫られる機会をもったので、そのさい気づいた問題点を以下に書きとどめておきたいとおもうものであるが、このために筆者はあらかじめ、社会政策論そのものの支配的動向につきかねてから抱いている若干の疑念を記述することから、はじめなければならぬ。社会政策の本質の問題についてはもとより一巻の書が必要であるが、ここでは論述上必要最少限の一般的敘述にとどめざるをえないことを、おことわりしておきたい。

周知のようにいわゆる社会政策論は、労働問題にかんするかぎり、その歴史のイギリス的系譜および研究のドイツ的系譜をふまえて、「資本論」のタームで基本的諸問題点をおおむねただしく剔出し、おかれていた労働者保護の法制・行政の確立の意義分析のために、しかもなおそこに厳存する資本制的制約点の解明のために、不動の方法論上の視角を形成するという任務を、だいたい遂行することができたといっている⁽³⁾。そして、この点にかんするかぎり、戦前戦後をつうずる諸家の努力の成果をうたがうことはできない。しかしながら、いま「社会政策」の本質をどのように規定するにせよ、近世以降の資本主義列国の社会問題対策の歴史的内容が、すくなくとも外延的に労働問題対策のほか、いま一つの巨大な柱としての国民生活救護の制度的体系、すなわちふるはかの救貧法制、あたらししくは、理念こそコペルニクス的に転回したれ、これに技術上社会保険の要素をくわえ綜合体系化された二十世紀的転化物とみなしうべき内容をもつ「社会保障」制度をも包括するものであることは、否定しがたい事実であり、⁽⁴⁾ 諸研究が社会政策の内容のうちの本質的な部分を労働問題対策（労働力政策ないし労働者政策）だと陽示的または暗黙裡に規定してきたのは、理論的には社会政策の体制的性質を賃労働をめぐって明示することがもつとも端的であることに発し、また実践的には異常におくられていた労働立法を早急に確立するという要求に支えられたかき

り、じゅうぶん意義をもつたとみてよいし、またかかる本質論としての社会政策Ⅱ労働問題政策観はかならずしもただちに外延的内容としての生活救護政策を排除するものではなく、社会保障については、分配政策の視角から労働問題政策の立場を採った者はもとより容易にこの包含を言及しええし、最近では生産(力)政策説に立つ論者さえも、ようやく社会保障を「労働力」のタームで社会政策の枠内に包みはじめようとははじめている。⁽⁶⁾しかしそれなら、その先行事象とみなすべき、かつ近世・近代をつうじて列国の資本制社会問題対策の巨大な背骨たりつづけた救貧法制だけがなぜ排除され、「社会事業」論の序曲にまで追放されるのが、やはり疑問となるであろう。⁽⁷⁾なお、戦後とりわけいわゆる『Macht Theorie』の優位——社会主義政党や労働運動の戦畧・戦術を“Social Policy”の名で呼ぶ習わしは、英米のその方面の論者にもみられるところであるが——が、労働者政策、即社会政策という觀念を普及させた事情も、否定できない。しかし、露わないいかたをすれば、社会政策の歴史的・二大支柱のうちの一方だけを対象とするような社会政策観は、たとえ資本制社会の把握を資本と賃労働の対立や生産の視点において捉えることがどんなに基本的にただし、またその点で労働者政策が資本蓄積政策としての、「経済政策」(労働力の「保全」・購買力補給)という枢要な意味をもつことの指摘がどんなに大切であるにしても、その理論装置に一定の限界をもたざるをえないはずなのである。

この装置は、「資本論」が書かれた当時の歴史状況下でもっともよく適合しええし、またそれに類比される今世紀の後進(あるいは「中進」)資本主義国日本でも、最近までヴァリッドでありええたであろう。つまり、それは一応確立・安定した資本制生産関係の枠のなかで、資本蓄積と賃労働の不安定さとの矛盾を調整するために労働者保護が経済的合理性をもって日程に上せられるような歴史状況下で、あてはまる理論装置なのである。ところでわがくに社会政策論の至大の古典とされている「資本論」(とくに第一巻)は、第一に、國家の政策の問題を正面から取扱い

展開していただろうか。むしろ、政策の問題はここでは、たとえ触れられた場合にも、歴史的および時論的分析のかたちで、「資本」や「賃労働」の論理展開のコロラリーとして断片的に敘述されるにとどまったとみられるふしがないだろうか。マルクスはむしろ「資本論」以外の箇所、社会問題の一般的意味や、それへの政策および政策主体としての国家の役割について、より一層根本的なことをかんがえようとしていたのではあるまいか。第二に、「資本論」は社会政策の十九世紀前半イギリスの内容の特徴としての労働立法のみの跛行的前進と他の社会問題一般についての「放任」(レッチャフネー) (一八三四年「救貧法」の“less eligibility”の原則)を前提としていたであろうが、のちにエンゲルスに感慨を催させた八〇年代以降の社会改良政策の前進について、「資本論」が予測をもって書かれたとは、かならずしもいいがたいであろう。「資本論」を社会政策論の典拠として活用するためには、方法論や歴史段階規定にかんしておよそそのような留意がただちに必要であるはずとおもわれるが、古典の抽象的法則や諸概念の一部だけを性急無媒介なかたちで特殊問題のために現代に再編成することは、「資本論」をかならずしも真に生かす途でないかもしれないのである。ともあれ、社会政策論ではしばしばこの反省に値いするような事態がみられ、結果として、二十世紀半ばの現在において「資本論」の歴史的敘述的部分をそのまま再現したような、いわば前世紀的・回顧的な社会政策論—労働者政策論が支配している感が蔽いがたく、資本主義の現段階での社会問題・政策現象の包括化にじゅうぶん対応しえなくなっているようにおもわれるのである。

『それにもかかわらず、』と論者は言うかもしれない、「社会政策の中心内容は依然として資本制社会問題の核心たる労働者問題ないし労働問題をめぐる政策であって、社会保障制や小生産者保護、いわんや社会事業は、あくまで理論的には副次的問題にすぎない、いなむしろこのことの認識こそ、かえってこれらのものの本質理解の鍵である」⁽⁹⁾と。ここまでくれば、水掛け論になってしまう。これは体制認識が不十分とか理論に筋がとおっていないというの

ではなく、歴史的現実の拡がりになりたいしてこの理論のもつ説得力が、おなじ体制認識に立ちつつもなにかこれにかわるべき他の理論の説得力にたいし優位を保持しようかという問題である。それは謂ってみれば、黒白のまだら色の巻布の地が白いか黒いかを論ずるに等しい。(1)黒地に白い模様があると理解するなら、白の面積が、布をたぐるにつれてどんなに増減しても、白は副次的な色だといわなければならない。(2)逆に、白の方がア・プリアリなのだと解するなら、黒はどんなに拡大しても、ア・ポストオリなのは黒だということになる。(3)地₁本質がなにかをかんがえず、たんにまだら模様₂の二つの色の面積をくらべるのが問題だという立場も成りたつ。これは素朴な現象論であって、問題そのものを回避するのだからべつとしよう。すると、(1)・(2)はいずれも二者択一論であるが、じつは地そのものは白でも黒でもない或る色であって、漂白されて白地にされ、その後黒が捺染されたのだ、という認識が成立してくる。いわば(1)が生産政策論なら(2)は分配政策論であり、(1)が労働者政策観なら(2)は「社会福祉」政策観(たとえばイギリスで最近普及はじめた語としての“social policy”は公的な social welfare ないしは公的な social work と同義⁽¹¹⁾)である。あるいは、(1)が社会政策の「経済理論」なら(2)はその「政治理論」である。しかし真の問題は、布地の原色やその漂白・捺染の事実の認識、つまり社会問題・対策の歴史的内容の包括的把握とその秩序づけにはじまらなければならない。——近代社会政策の対象とされる資本制社会問題は、もとより資本と賃労働の対立関係が基本となり、その意味で直接の労働者政策はとりわけ重要となることは勿論であるけれども、一国の社会問題対策がそれだけ、を核心とするという断言は、資本制の歴史の特定段階(「産業資本主義」段階)をのぞいては、無条件に言いうることではない。たとえば古代以来の階級社会成立に伴う一般的社会問題(被支配階層の窮乏問題一般のほか、たとえば女性問題)の資本制的転態・延長・拡大や、前資本主義的ウクラード⁽¹²⁾に伴う特殊な社会問題、さらには資本主義の発展に伴う不生産的俸給生活者層にかんする社会問題等々は、すぐれて労働者問題

において統轄されてあらわれつつも、その枠からはみ出たところでもまた揺曳展開し、その規模や態様は歴史段階ごとに異なるものとかんがえられるのであり、またこれらの諸問題は、「経済時代」・「機械時代」のもとでは、もとより第一に価値や価格や費用のタームで還元されたかたちで「貧困」現象として、また第二には労働や生活一般の機械化・手段化に伴う「人間の自己疎外」現象(労働苦・生活不安・道徳的頹廢・種々のフラストレイション・カリアリズム・精神病理現象等々)として、あらわれるものと要約しえようが、この場合、たとえ前者が個々人の能力の問題、後者が個々人の生理や精神状態の問題として表面上「個別的」に露呈するようみえても、問題そのものが社会の歴史的・体制的機構に発しているという側面こそが、これらを「社会問題」たらしめるにちがいない。

したがってまた、資本制のこれら諸現象の犠牲者はかならずしも労働者階級に限定されるのではなく、資本制生産関係下の論理上の単一被支配階級たる労働者層と、資本制生産関係の歴史的展開下で犠牲となる諸階層とは、けっして同一だとはかぎらないのである。後者をしも「賃労働者階級の所屬員」といった概念で割り切る見方は、問題を単純化させすぎるものといわなければなるまい。「厚生白書」も、わがくにの老大な貧困者がひろく国民全般にわたって把握され、その「福祉」が貧困と疾病からの自由のための国の積極的政策と国民の協力に俟たれるべきことを主張した⁽¹⁵⁾が、先進国ではごく自然に“social policy”と呼ばれるこのような国の政策——「社会保障」ないしその一層の拡充物——を、「労働」や「労働力」のタームで取扱いきれないところに問題がある。社会保障は「資本主義の全般的危機」下、生活扶助・社会保険など総じて従来個人主義に立脚した生活保障の諸技術を、原理を修正しつつ一層合理的に組織化するもので、嚴たる資本制の限界があり、原則としてなら社会階級間における再分配ではなく、たんに低所得者層間での所得移転にすぎず、けっしてかならずしも国民にとつてうる新しい理想ではない、との認識がようやく普及しつつあるが、資本制生産関係そのものが危機に面するなら、國家は新旧中間

階級の動向にはもとより、ブルジョアジーそのものの「社会病理」にさえも対応せねばならず、ただに社会保障のみならず、およそ国家のあらゆる政策面において、たとえばとくに経済政策の具体的諸方策をも透して、包括的に言葉の真の意味での社会政策の範疇が色濃くその姿を現わさざるをえないはずなのである。このことは資本制経済における賃労働問題の重要性の認識とはむしろ別個の問題であって、社会政策そのものにかんするかぎり、要するにわれわれには、社会政策の内容のどれかに強いて重心を求めると、むしろその歴史的諸内容を均質なものとして率直に広く受け取り、そこからあらためて本質論そのものを虚心坦懐に練り直すことが、現代的課題として要請されているといっているのではないだろうか。かりに一步をゆずって従来の我国独特の社会政策、即労働者政策という用語法に従うとするなら、そういうものとしての「社会政策」と、爾他の国民一般の生活保障政策との双方をふくむような包括的用語の採用(17)をかんがえることもできるであろうが、やはり文字どおり、労働政策は労働政策(社会政策・経済政策両範疇の重畳具現の一つの場合たるもの)、社会政策は社会政策とした方が自然であるし、現代の国際的語法とも一致するというべきであろう。

こうかんがえてくると、従来の社会政策論が、社会科学方法論の政策分析へのただししい応用という点や、また労働政策の資本制的特質の開示、さらに生産要素としての労働力の地位の解明そのものにかんするかぎりでは、経済政策論の一環として種々の理論的成果を収めたにしても、社会政策自体の観点から、労働政策をみなおすこと、また労働政策以外の社会政策の現実諸領域とその比重の歴史的消長を吟味することにかんしては、じつはかならずしも多くの仕事をしたとはいえないことが、判明する。もとより支配的な労働力と生産力政策論に対抗するものとしては、いわゆる「社会政策の社会理論」の構想の流れは注目を惹くが、それはともすれば多元的理論構成をもってする歴史分析のなかへ埋没するおそれがあり、社会政策の独自の範疇についてのポジティブな理論体系を打出すに

いたってはいないようであるし、また社会保障など、直接の労働者問題以外の領域についての実証的研究がすすみつあることも注意されるが、しかしこの方面の研究も、社会政策本質論ではやはり労働力政策論追隨の風が基調であつて、時折現実には照らしこの不満を訴えるという状況にとどまっているといつて差支えあるまい。だからこそ、問題の盲点に気づいた論者は、むしろ「政策」にかんする論争点一般を回避し、制度学派にはじまるアメリカ系譜の「労働経済学」Labor Economics の構想の有効な摂取をかんがえ、あるいは本質論争そのものの実りや社会政策範疇の存在そのものへの懐疑のうえに、一般的には社会政策的な観点や枠から離れた「賃労働の理論」の構成を目論み、特殊的には「労働市場」分析に転換するなど、いずれにしても政策論ならざる理論経済学とその応用のなかへ退くという動向が生じたのであつた。¹⁸⁾ これらの状況はすべて、従来の社会政策本質論一般の地盤の狭さを物語っているようである。

筆者は平素より、近代的社会政策とは、社会の下部構造にたいする資本制国家の基本的な二大政策の一つとして経済政策とならぶ抽象的な基本的政策範疇なのであり、経済政策範疇は一定の資本制生産関係を所与として物的生産諸力を資本の価値・剰余価値生産の力によって荷わせつつ円滑な資本蓄積を遂行するための政策、一言にしていえば価値生産力政策（生産要素政策だけでなく分配¹⁹⁾市場政策をふくむ）であるのにたいして、資本制的社会政策の範疇は、労働力の「保全」とか国民所得維持による分配（商品価値の実現）といった経済政策的意味を担う具体的諸方策をおとしてすぐれてあらわれつつも、さらにひろく、経済問題だけでなく階級社会に共通なその他の諸問題の資本制的形態をふくめたところの社会問題群に対応しようとする、資本制生産関係一般の直接的維持のための下部構造政策を指称するものであり、この意味においてはじめて社会政策概念は独自の範疇を獲得し、本質論議に堪えうるものと理解している。¹⁹⁾ それは、資本制国家が資本の価値生産力ないし利潤の収取機構を積極的に整備増進

しようとする側面を意味するところの経済政策範疇と密接不可分あり、社会政策はきわめて多くの場合経済政策の具体的形態に同時に重畳してあらわれるものなのであるが、範疇的に区別されるべく、また具体的な下部構造政策の諸形態——たとえば現役労働者保護・失業||雇用対策・自作農維持・中小企業保護・社会保障・窮民救助・租税調整、等々をはじめ、ふつうは「経済政策」だとみられている諸方策(ないしその部門別体系としての商業政策・工業政策・農業政策・金融政策・財政政策等々)にいたるまで——は、経済政策・社会政策の両範疇が重畳交錯しつつ実現する具体的な場にはかならないものとかんがえている。さらにまた、社会問題群が資本制的現象形態をとるかぎり、一方ではそれらはすぐれて価値・貨幣・価格・費用のタームをつうじて集約的に近代的「貧困」・「貧困化」としてあらわれるとともに、他方では近代特有の機械化に伴う「人間疎外」現象として感覺的にもあらわれるものと了解する。なおまた筆者は、社会政策の推進の契機は、たとえばたんに人的生産要素||労働力の「保全」にかんする資本の合理性の要求(この契機は、そのかぎりではむしろ特定の労働者保護制度に経済政策範疇が表現されるための契機にほかならない)でもなければ、労働者階級の要求・抗争の圧力だけでもなく、むしろ、一方では賃労働者を中心としつつもひろく家内工業従事者や農民や小企業家その他の独立小生産者層やいわゆる新中間階層の人々をもふくめた生活者——いわゆる「国民」——、つまり資本制社会が多少とも社会的原因によって犠牲をこらうむり生活不安に陥つたすべての国民諸階層の要求(労働権だけではなく生存権にもとづく要求⁵⁰)の昂まりが、資本主義がなんらかの事由で危機化するにおよんで必然的なものとなること、他方では資本の利潤収取機構がみぎへの費用投与を許容しうるほどに軌道に乗っているという事情が照応していること、の二点に求められるべきだと、かんがえている。社会政策の一方の契機としての費用の問題や、また社会政策の効果としての所得維持の問題は、当然経済問題ではあるけれども、それは原則として直接に剰余価値||利潤の積極的収取の増進という目標にかかわ

るものではなくて、むしろ逆に剰余価値や賃金の一定の社会的総額からの実質的または表見的控除や再分配の問題にはかならず、このような「経済的」指標をもって社会政策を経済政策に帰属させることは妥当でないであろう。⁽¹⁾ われわれが社会政策の表現媒体物や契機や効果について「社会政策の経済理論」を構想することは当然可能でもあり、それ自身じゅうぶん意義のある仕事でもあるだろうが、しかしそれは結局社会政策の本質、すなわちその固有の範疇、を剔出することとは、おのずから別個の問題だといわなければなるまい。

(1) われわれはもとより、わがくにの社会事業研究の理論水準が、『此書やもとは等諸般の救済事業を通じて一国の公益、社会の進運に鑑み依て以て学究的に救済制度の理想を明かにするに在り』(井上友二「救済制度要義」明四一、九ページ)と言った古典的力作から、戦後の活潑な研究の展開、とりわけ「社会事業」という一つの社会的存在とその意義、位置、性質、内容および任務、役割を、資本主義制度の構造的性質によって規定せられるものとして、そのような視点から社会事業の本質を理論的に解明すること」(孝橋正一「社会事業の基本問題」昭二八、序文二ページ)を目指した犀利な研究の科学的視角までの振幅をもつことを知っているが、しかもなおのこされた未開拓の諸問題点にたいする現代の社会事業一般の理論水準の対応の不十分さを、おもわざるをえないのである。海外における近代的学問としての社会事業論の標準的労作は、周知のように一般にザロモンおよびヴィアインの労作だとみなされているが(たとえば海野幸徳「社会事業とは何ぞ」昭四、一四五ページ、生江孝之「社会事業綱要」訂正十二版、昭一四、二七一—三二一ページなどの紹介ぶりをみよ。参照 Alice Salomon: *Leitfaden der Wohlfahrtspflege*, Lpz. 1921, 3. Aufl. 1928; Edward T. Devine: *Social Work*, New York 1922)、「メアリ・リッチモンドにはじまってヴィアインやフィリップ・クラインを経て戦後につづくテクノロジーで「philosophy」を徹底的に排すところの social work 観のアメリカの系譜よりも、いわんやクラインすら疑問視したイギリス風な内容列挙主義 (definition by enumeration) 的理解の伝統よりも、むしろザロモンやアドルフ・ウェーバアやエルゼ・ヴェックスやヘレン・シーモンをはじめとするドイツ社会民主党的研究の基調が、わがくにではひきしく「社会福祉」本質論の問題点

特異に絶対主義的な傾斜をもって依拠されてきた経緯が、想起される。参照 Philip Klein: "Social Work: General Discussion," *Ency. of the Soc. Sc.*, ed. E. R. A. Seligman, Vol. 14, pp. 165—73; Mary E. Richmond: *Social Diagnosis*, New York 1917; Adolf Weber: *Fürsorge und Wohlfahrtspflege*, Berlin 1926; Helen Simon: "Aufgabe und Ziele der Wohlfahrtspflege," *Neue Zeit*, 1922; Else Wex: *Vom Wesen der Sozialen Fürsorge*, Berlin, 1929.

(2) この疑問点については筆者はべつの機会に指摘したことがある。参照 拙稿「ジョン・ラスキンの社会政策思想・序説の二」香川大学経済論叢、二六卷二号、昭二八・六月、三二—三三ページ、および「社会政策論の根本課題について」同誌、二六卷四号、昭二九・二月、五一—九二ページ。

(3) 社会政策を資本制社会の内在的論理に即して理解しようとしたすぐれた先駆的労作の一つとして、下記の文献が埋もれてゐることをとくに世に告げておきたい。大泉行雄「社会政策の本質」〔個人発見と社会発見〕同文館、昭八・四月、所収。——本書は出版直後に発禁の運命にあつたものである。

(4) この点、絶対主義国家のもとでの救貧法は政策主体がブルジョア国家でないから資本制社会政策から除外すべきだという意見があるかもしれないが、これは拘子定規な解釈であろう。その期の救貧法制は労働者条例とともに原始蓄積に伴う資本制社会問題の生起にこそ対応し、なるほど国家は直接ブルジョアジーのためよりも王権の利益の観点からこれを実施した面がつまいが、しかしこれもあたらしい生産様式に応ずるあたらしい生産関係の登場をブルジョアジーが必然化させたからなのである。重商主義と産業資本の関係にかんするわがくに経済学史学界の研究成果をあわせて想起せよ。なお、「カリタスの救済」について一言すれば、これの考察のためには階級社会一般における社会問題の規定が必要であるが、これについてすら、その封建体制下での公権、政策的意義と、その近世以降での私的「慈善」への転化形態とを識別し、後者を資本制下の社会事業として取上げることが必要であろう。欧米近代社会事業における宗教的要素の存続とその重要な意義についてはわがくにの研究はほとんどこれまで触れるところがなかつたといつてよい。

(5) 注意すべきは、生産力説のみでなく剰余価値分配説もまた、労働者階級以外の窮乏諸階層についてのじゅうぶんな考慮を

欠くものが多いという点である。

(6) 参照、大河内一男「社会政策原理」昭二六、三〇三ページ。ただし最近の同教授の社会保障への言及では労働力の保全という用語がみられない(大河内編「社会保障」昭三二、二三五―七・二四八―五一ページ)。べつと不十分な例として、日本社会保障研究会編「社会保障」昭和三二、八七―九〇・一一五―一六ページ。なお面白いことに社会事業の目標を「健康並に労働力の維持」とみる戦前の一見解があるが、「労働力」概念も用い方次第ではあまりにも弾力的との感をまぬかれない(参照、山口正「社会事業研究」昭九、四五―ページ)。

(7) イギリス救貧法を生産力政策とみることの制約点の刻明な分析として、秋田成就「イギリス救貧法の失業政策としての諸機能について」(社会政策学会編「賃銀・生計費・生活保障」(同学会年報第一輯)昭二八、所収)をみよ。

(8) ちなみに社会政策、即労働者政策という見解は十九世紀末のドイツでも普及したが(ザロモンもまたこの見地をとった)分配政策説とあわせてのこれへの若きソムバルトの犀利な批判を想起するなら、わがくに現行の社会政策論の傾斜の根柢をおもひこまがむべし。Vgl. Werner Sombart: "Ideale der Sozialpolitik." Archiv f. Soz. Gesetzgeb. u. Stat., 10. Bd. I. Heft, Berlin 1897 (戸田武雄訳「社会政策の理想」昭一四、四一五・七四ページ)。

(9) この点はすでに氏原正治郎(「社会政策の社会理論のために」経済評論、昭二四・二月、『所謂社会政策論争におけるわからないこと』東北大学新聞、昭二五・六月五日)およびわけても矢島悦太郎(「社会政策の本質について」経商論叢、昭二五・二月、『社会政策の類型について』(一)例、同誌、昭二六・二月、昭二七・一〇月、昭二九・二月、昭三〇・一月など)両教授がすどく指摘されたところであり、ひろく政策主体としての国家といわゆる「総資本」との区別の問題に関連する。あとの点については大陽寺順一教授の精細な吟味(「社会政策の主体と総資本の立場」一橋論叢、三四卷一、号、昭三〇・七月)が注目される。マルクスの国家論ないし政策論の構想についてはべつに考察の機会をもちたい。

(10) この論法はとりわけ大河内教授によってくりかえし用いられてきたところである。たとえば社会保障は資本制経済の一般

的危機下での元來個人的で資本主義的に合理的な社会保険や個別的救恤手段の国民経済總体としての統一計画化だとされる場合、その対象たる「国民の生活」とは「労働力の再生産」を意味するとされ、あくまで「労働力の保全」のタームで理解されるが（「社会政策原理」三〇二—三〇三ページ）、もとより生活が生命および労働力の生産・再生産を意味することは経済学（Political Economy）上の基本認識の一つである（この点についてはとくに、大熊信行「人間の自己疎外と自己回復——人間生命の再生産論のために——」理想、二九四号、昭三二・一月、所収をみよ）。そして社会保障が直接にこの意味の国民生活の資本制的安定を目指すことも事実である。しかし、注意すべきは、労働力の生産やその計画の担当者家計であり、本来資本は経済的にはそこから完成商品として提供される労働力の購入・消費過程に関心をもちにすぎない。これが資本主義の特質である。相対的過剰人口の増大によってますます豊富な供給を自動的に確保されるはずの労働力の生産過程に資本が組織化を望むとするなら、それは原則として資本にとって流通的契機からでこそあれ、生産力的契機からではありえまい。もし言うなら、資本は労働力＝商品の「保全」を望んでいるのであって、直接に自然的な労働力の保全を望んでいるのではない。むしろ、資本制生産関係そのものがこの場合には危殆に陥つていくという事実が、資本の眼を開かせるというべきであろう。なおまた大河内理論にしたがえば、いわゆる中産階級については、中小商工業者や小農民（旧中産階級）の保護育成は本来の社会政策ではなく、ホワイト・カラー層＝新中産階級だけが労働者に準じうるから本来の社会政策の重要分野にふくまれるとされるが（岡氏編、経済学演習講座「社会政策」上巻、三二—三六ページ）、旧中産階級が資本主義の危機期でかならずしも没落せず、かえって温存・拡大される論理が究明された現在、しかもその部面の推移にたいする国家の政策がかならずしも資本蓄積促進ないし内国市場の安定というふくみばかりでなく、むしろ資本制的階級関係全般の安全な維持のためにますます重要化しつつある事実につき、みぎの観点はすこぶる説得力を欠くといわなければならない。旧中産階級の温存・拡大の歴史的論理については、たとえば藤田敬三・伊東俗吉編「中小工業の本質」昭二九所収の伊東・牛尾・森下ら諸教授の論作をみよ。

(11) この“social policy”といふのは「社会保障」Social Security を含むがそれより一層広汎な国民生活保障の規制体系と解されているようである。たとえばピワリッシュやピアトリス・ウェッブやA・T・ピーコックの語法を想起せよ。ピワリッシュ報告によれば、社会保障計画はいわゆる「五つの巨悪」のうち貧困の追放（所得保障）を目指すのみで、「諸領域の協合に俟つ」一つの社会政策であり、「社会政策の一般計画の一部分」なれば（Social Insurance and Allied Services: Report by Sir William Beveridge, London 1942, §§ 409, 456）、ウエッブによれば「一般的な社会政策とは立法によつて強制される生活の最低水準といふかたちで社会の二つの底を築くこと」（Beatrice Webb: Our Partnership, London 1948, p. 272）なればなる。ユーロックの語法によれば、Allan T. Peacock: The Economics of National Insurance, London 1952; ditto (ed.): Income Redistribution and Social Policy, London 1954. を参照。——『カネカ』が「社会政策」の本質についてどこまで考慮を払っていたかは問題である。

(12) 社会問題および社会政策が私有財産制と階級社会の登場以来存在しているとの主張、ないしその意味での「広義の社会政策」と資本制下の「狭義の社会政策」との区別の主張は、わが国には少数であるが、歴史的限定の仕方や論理の組み立て方が十分留意されるかぎり、あまりにも『ein kapitalistisch』な社会政策論の支配にたいしてきわめて有力な発言権をもつものとして注目されねばならない。この着実な主張としては矢島悦太郎「社会政策の本質について」『経商論叢』三六号、昭二五・一二月、および河野稔「社会政策の歴史理論研究」『法律文化社』昭三一。

(13) 資本制下の「貧困」・「貧困化」は、相対的にも絶対的にも、直接に物料的にあらわれるのではなく、あくまで価値的にあらわれる。この点の混同がいわゆる貧困化論争を惹起したと解せられる。参照、拙稿「貧困化問題の若干論点——岡・大陽寺両助教授の所説をめぐって——」『一橋論叢』三八巻六号、昭三二・一二月。

(14) 参照、孝橋正一、前掲書、一二五—一七ページ、および同氏「社会事業入門」昭三一、三二—三四ページ。孝橋教授が、社会事業の対象を「階級でなく個人」だとする見解（北岡寿逸氏）にたいし、個人が階級的存在であることをもって反駁されたの

はきわめてたがしいが、「国民大衆」がなんらか単一の階級（ここでは労働者階級）に所属するとア・プリオリに思考されている点は問題である。この点は菅田正巳教授も批判されたところであるが（『社会政策と社会事業の概念規定に関する覚書』社会問題研究、六巻四号、昭三一・十一月、七九―八一ページ）、資本制社会の歴史的現実における階級対立関係一般の複雑さを指摘された島崎晴哉教授の論文（『英国十時間労働法と博愛主義』経商論叢、昭二七・一〇月）は、矢島教授の前掲諸論文とともに、示唆をふくむ。

- (15) 第二次「厚生白書」（昭和三年版）が「経済白書」に対抗して勇敢にも貧困問題を特集し、とくにいわゆる「ボーターライン層」の老大きと惨めさ（昭和三年四月一日現在、わがくに総人口の約十二％、その平均一人当り消費は年額一八、七九二円で同暦年の一人当り国民所得の約二割）を浮彫りにしたのは出色であったが、かかる貧困の原因論として前年度版の冒頭に打ち出したマルサスの「人口重圧」論を取下げたのは賢明であるにしても、その貧困追放への途として、米・英・西独など先進国で所得の平等化がすすんでいるとし、これを鑑に、「中進国」日本のあるべき社会保障の理想図を眺望し「厚生行政に対する国民参加」を要請している態度は、賃金再分配の問題を伏せてしまっている点で、やはり官庁報告の限界をおもわせる。理想図たるはずの社会保障がけつしてかならずしも階級間に所得を均等化するものではなく、じつはたんに一般労働者やブチ・ブルジョア層の所得を「ボーターライン層」に移転するものにすぎないことは、ビヴァリッジ報告発表表以来心ある社会保障の研究者たちがすでに指摘したところである。参照、近藤文二「社会保障」改訂版、昭三〇、一三―四五ページ、西野照太郎「社会保障と厚生経済——社会的コストに関する一つの試論」社会保障研究、一卷二号、昭二六・一〇月、大河内編「社会保障」中、江口英一稿、三〇―三五ページなど。社会政策本質論上の労働力価値以下填補・緩和説（岸本理論）も、社会保障の説明に困難があるであろう。
- (16) 『すべての社会政策は、それが経済生活のすべての部門を平等に包含するという意味で、つねに一つの、一般的なものである。』（ゾムバルト、前掲論文、戸田訳、六〇―六一ページ）。
- (17) たとえば竹中氏は「（広義の）社会福祉政策」という語を使用される（竹中勝男「社会福祉研究」昭二五、四九・一九二―

三・三四〇ページ)。氏によれば「(広義の) 社会福祉政策」はいわゆる社会政策(労働者政策)と狭義の社会福祉政策に分れ、後者に社会保険・社会事業・社会保障等がふくめられているようである。もともと、第一に社会事業が政策と言いきれるか、問題をふくむ。第二に、氏のいう広義の「社会福祉政策」概念は理論的に統一されていない。すなわち竹中氏は社会政策の本質につき、固有の「社会的」契機に注目されつつも(一七五・一八六―七ページ)、大体大河内理論そのまま労働力保全培養説⇨生産力説を採られ(一四四・一六九・一八五ページ)、たんなる分配政策説や社会組織政策説を排され(一八五ページ)、このかぎりではすつきりしているようであるが、他方では「社会福祉」(じつは社会事業政策)については生産力説のための棄て石たるはずのハイマン⇨アドラアの「社会化」理論に重要な拠点を見出しいられるので、かく異質的に説かれた二つのものをいかにして「広義の社会福祉政策」にまで統一されるのか、その論拠があきらかでない。

- (18) この動向をあらわす文献として、たとえば、隅谷三喜男「賃労働の理論について」『経済学論集』二三巻一号、昭三〇・二月、氏原正治郎「いわゆる『絶対的窮乏化法則』の社会政策学的解釈について」『経済研究』昭三二・七月、同氏「労働市場論の反省」『経済評論』昭三二・十一月、桜林誠「労働経済学序説」昭三二、などをみよ。もとより筆者は経済理論としての賃労働や労働市場問題へのアプローチの意義を軽視するものではない。以上の動向への批判として、筆者は小文を書いたことがある。参照、拙稿「社会政策と『労働経済学』——社会政策論争はどう結末をつけられたか——」『香川大学新聞』昭三〇・一一・五号。

- (19) あるいは逆に、われわれのかんがえる社会政策と経済政策の統一物としての下部構造政策を、若きゾムバルトのように「一定の経済組織ないしその構成要素の維持・促進ないし抑圧を目的ないし結果とする」ものとしての広義の「経済政策」⇨『Systempolitik』と理解することも不可能ではないが、その場合にはゾムバルトの「経済組織」⇨『Wirtschaftssystem』(社会階級)がその構成要素だとされている)における経済的なものとの区別、あるいは生産力と生産関係の区別の曖昧さ——これは『Produktionsideal』の優位・「独立」(Verselbständigung)にのみつづけるのだが——が、かれのシユタムラア批判のするどさにもかかわらず、問題となるであろう。この点、ゾムバルトの見解は、いわばわれわれの視角と「社会福祉」本質論の問題点

生産力説との未分のカオスであった。参照、上掲戸田訳、八一五・六五・六九―七四ページ。

- (20) アントン・メンガアの論旨との関連でのこの区別上の留意事項は、もとよりわれわれの了解しているところである。参照、近藤文二、前掲書、一八七―一九〇ページ、および竹中、前掲書、五九―六〇ページをみよ。

- (21) 社会保障についてはあるが、その経済問題としての意味の多義性を捉えた分析として、山中篤太郎教授らの研究になる「社会保障の経済理論」(厚生大臣官房企画室、昭三一・社会保障資料No. 27)、とくに三四ページをみよ。

二

さて以上、社会政策論の理論水準の概観をつうじて、すくなくとも列国の近代的生活救護・保障の歴史的体系が、国の政策の一環として展開されたかぎり、その規制そのものはじつは社会政策のただし範疇の重要表現形態とみるのが説得的であることを推定したのであるが、それではいわゆる「社会事業」ないし「社会福祉事業」と呼ばれるものも、また社会政策の一環であるのだろうか。あらかじめ言えば、この点についての論者の意見は、最近とくに問題化してきた社会保障制度にたいする社会事業の関連がはつきりしていないところから、きわめて曖昧な状況にあるとわいていい。その一原因として、未成熟なわがくにの研究が依拠すべき海外の動向が実践上も理論上もまったく異なっていくつかの系譜に岐れて、とくに戦後の事情変化のもとで、社会保障への動向の判定をもめぐって去就に迷うということがあるほか、いま一つ、わがくにでは社会事業がつい最近まで事実上慈善的救助事業を意味し、しかもこの救助事業がただに国民の組織的生活保障制度の代替物としてのみならず、停滞した労働者保護立法の代替物としての役目をすら、ひさしく果してきたという事情があるであろう。しかし、すくなくとも戦後では、社会政策論の異常なまでの前進がいわれたわりに、その問題はあまりにも無視されすぎてきたようである。社会事業ないし「社会福祉事業」そのものの本質については、社会政策論者・社会事業論者の双方において、もとより種々の

規定がこころみられたが、両者には全体としてそれぞれの理論の枠のようなものがあって、この枠の喰いちがいに
もとづく基本的論点の齟齬が検討されないままに放置されてきた観がある。これは一口で言えば社会政策論と社会
事業論との職業的分業にもとづく奇妙な盲点ともいえそうである。大部分の実際的社會事業論者は社会政策論の意
義や成果について無感覚のようにおもわれるし、ほとんどの社会政策論者は社会事業をなにかア・プリアリに道義
的なものとかんがえ、喰わず嫌いでこれを冷笑するに終始しているかに、みうけられる。けれどももし資本主義の
現段階のもとで、社会保障との関連からいっても、とりわけ社会事業の現場フィールドで活動する人々の実践が重要化し、
この実践的要求が社会科学にその理論づけを迫っているとするなら、⁽¹⁾生徒がこれに眼をつぶることは許されないで
ある。

社会政策論と社会事業論の問題意識の喰いちがいが、もしくは相互断絶の状況を、もうすこし細かく通観すると、
つぎのとおりである。

かかる断絶状況は第一に、弘通の社会政策論が社会事業にかんして言及する場合には、社会事業は、その現業活
動だけでなくその法制や行政までが、完全に追放されてしまっているということに表現されている。社会政策は、
それが労働力をもちこれを売却することによって生産過程にはいりこむところの賃労働者の養護をめぐるものとさ
れるかぎり、労働者以外の人々、つまり労働能力を欠く人々、社会の下層に沈溺する非稼働者層を対象とする国家
の対策や制度の体系は、なんら枢要な意味を賦与されなくなる。後述のようにわれわれは「社会事業」と称される
社会現象のうちで、一国の社会問題対策の一環として実施されるところの生活保障や社会事業の諸法制・行政など
総じてかかる対策上の公的諸規制とみられるものは、これをただしくはすべて社会政策のうちにくめべきも
の、他方かかる国家の保護立法・行政の周辺におこなわれるサーヴィス活動や、また規制のおよばないところに慈

善的・共済的ないし経営者的に成立する「福祉」活動は、その対象が公的救恤層であろうと、プチ・ブルジョア
シであるうと一般労働者層であろうと、さらにときにはブルジョアシそのものでさえであろうとにかかわりなく
そこに社会問題（貧困および人間疎外）への局個的・自主的対応がみられるかぎり、これを社会事業範疇の具象物
たるものとみ、社会事業をかりになんらか社会政策（ないし政策一般）から独自の範疇として理解しようとするか
ぎり、むしろ社会政策的諸方策を補充するかたちでおこなわれる社会的救護の自生的ブルジョア的、個別的な現
業活動そのものにこれを求めるほかないと解釈するものであるが（したがって、かの近時のいわゆる「社会政策の
社会事業化」現象も、じつは社会政策の歴史的内容が十九世紀的なほとんど労働者保護政策のみの体系から、資本
主義の進展とともにそれと並行して公的社會事業政策の比重の増大傾向をふくむ生活保障制度の伸長する体系をふ
くんだものに推転し、さらに「全般的危機」の諸条件に應じて後者が労働者政策の後退に並行または代位しうると
いった事情を指すと同時に、これらの全体をめぐって一層深刻化・広汎化した社会問題に対応する自生的ブルジ
ョアの救護の個別活動をも指す、という二重のふくみをもつものと解される）、従来 of 日本型社会政策論はおよそ
このような問題点についての認識をまったく欠くか、またはむしろこのような考察をなにか一部の先進国にのみ妥
当する疎遠な事情にかんするもの、ないしはなんらか「自由社会」的道義観につらなる危険を蔵するもの、それ象
もあるはなにか問題領域のごく枝葉末節部にすぎないものであるかのように敬遠してきたふしがある。しかしなと
ら資本制社会の進展とともに、ただに社会政策範疇の実現の諸領域が即自的に広汎・多様化する以上に、その対が
たる社会問題そのものが一層広汎・複雑・多様・深刻となるのであって、社会政策が不断に取り残すところの、直
接資本制生産関係の存否にかかわらぬがしかも資本制生産関係から発する、その意味で「社会的」な原因から招来
される問題領域は、ますます拡大し、これに対応するブルジョア的・私的救護もまた拡大せざるをえないし、これ

らの拡大がそれ自身「量から質に」つまり体制関係の存否に関係するものに転ずるほどになると、それが社会政策の方へ送りこまれてなんらかの国家的規制の追加を必然ならしめる、というのが真相にちかいてであろう。要するに国家の政策としての公的生活救護規制は、それがたとえ「公的社会事業」の名で呼ばれる場合にも、じつは本来の意味での社会事業範疇の表現物ではなくて社会政策範疇のそれなのであるが、社会政策論者はこれを無視し論議から追放してきた。かれらが社会保障を取上げなければならなくなつたさいに社会事業の規定を欠き、理論装置を喪失していたのもやむをえないであろう。この点従来社会事業論が、後述のように社会事業の主体の問題にかんして真剣な社会科学的検討を怠つてきたことも一原因であるが、社会政策論者もまた一半の責を負うべきだといわなければならない。

第二に、社会政策論からの社会事業の断絶が、社会事業論者自身によつても、意識の有無にかかわらず、達成されてゐる。ひさしく社会事業論を支配してきた伝統にしたがつて、今日もなお多くの社会事業論者は「経済の論理」(じつは体制・下部構造の論理)を社会政策論者に委ねてしまい、それから懸絶した明るい場所において、社会事業の本質吟味をこころみようとしているが、とりわけ「社会福祉」という理想や「民主主義」の規範理念の觀念的追求が本質論の課題であるとする見解が、跡を絶たない。この見解は、かかる規範理念がじつは歴史の規定をうけつつ国家の政策目標として成立するものであつて、そのかぎり、「社会政策」(労働者政策)たると生活保障制度たると「公的社会事業」たるとを問はず、これらの諸分岐を支配する共通の歴史的社会的目標理念となり、また制約をもつはずなのに、社会事業に専用の「社会福祉」という超歴史的理想があるかのようにみなし、そのようなものを独自に、つまり道義的に探索しようとする。あるいは、「没価値論」を弁えている場合には、道義論を \searrow soziologisch \swarrow もしくは“socio-psychic”な分析に置きかえる。これは社会事業の Romantik から Realismus への前進ではなく

て、Abstraktionへの逃避であり、社会政策(かれらにおいては、大抵労働力政策とみられている)の資本制的必然や限界はこれをみとめても、当面の社会事業についてはそのような歴史的必然性や制約点の吟味の配慮を欠くものであった。他方、この問題点に気づいた一部の論者は逆に、支配的社会政策論の論法を社会事業論にそのまま移行させて、社会事業の資本制的限界点の指摘をおこなうことだけに終始しがちとなり、目的理念の諸パターンにかんする歴史的分析の可能性・客観性の問題につき真剣な考慮を払わず、結果として社会事業の実際の活動家たちの真摯な要求にたいしてサディスティッシュなもの以外にほとんど実践的解答を与えられないようである(なぜなら、社会政策論では存在していた労働者階級の斗争という血路に契機が、社会事業の救護対象ではふさがれているように見え、「経済」に「生産力」の論理に隸従した救われようのない、補足性の原則が、どん底を支配していることになるから!)。およそただしい社会事業論は、社会事業に従事する実践家(かれらは即目的には社会事業の主体たるブルジョアジーの機関となる勤労者であって、主体そのものと区別されなければならないが、かれら自身の主体的要素および社会的条件によって、その役割を変更しうるであろう。この点は後に吟味する)にたいして冷静で客観的な理論とともに、かれらの熾烈な情熱にただしい位置と展望を賦与しうる態のもでなければならぬはずである。このことはもとより、理論に博愛心とか人道主義とか民権思想を導入することではけっしてない。さらに、以上のような困難だがヴァイタルな意義をもつ問題に一切眼を蔽う論者に至っては、いわゆる「処遇」の技術を「方法」と称して方法意識の欠如に替え、技術即社会事業という見解に安住しようとする。——およそ上述のような根本問題点についての反省の不足は、具体的には通称「社会事業」の二重な範疇内容の識別と、それぞれの主体がなにかについての真剣な考察の不足から発しているとおもわれるのであるが、この問題をふくめて社会事業論における具体的諸問題点の考察は後述にゆずることにし、ここではまず、上述の観点のもとに念のためわがくに社

会事業論史の輪廓を簡単に附記しておきたいとおもう。

わがくににおける社会事業の研究は、社会政策研究の一環として、明治中期にはじまる。明治二十年代末以降の近代社会問題（とりわけ労働問題・近代的貧困問題）の展開とともに、一方では工場立法論議とともに登場した社会政策研究が、留岡幸助氏の「慈善問題」（明治一九）を皮切りに、じつは封建制につながる維新以後の伝統的な慈善的救恤の諸規制（恤救規則）¹²大政官達（明治七）、「備荒儲蓄法」（明治一三）、各地方の貧民救助条例、慈善金制度、等々）を地盤に、なお「慈善」・「慈善」をもって社会政策の中核だと思惟するところから出発したのはあやしむにたりないが、この思考は明治二九年四月に設立された社会政策学会の創立者たちによって引き継がれ、たとえば上記留岡氏のほか、桑田熊蔵博士も「慈善事業は社会政策の一種である。社会政策の理想とせる社会改良主義実行の一方法であると言はざるを得ない」とし、窪田静太郎・桑田熊蔵・小川滋次郎・留岡幸助ら諸氏が明治三三年九月に設立した貧民研究会も明治三六年には中央慈善協会に発展した¹¹。この地盤に、労働問題登場に呼応して和田垣謙三・金井延ら帝国大学所屬の諸氏がドイツから帰朝紹介した講壇社会主義的・官学的社会政策論が接ぎ木されるが、後者にふくまれた父権的改良思想が明治初年の私学的民権思想を凋落させるのと併行して、明治絶対主義下の我国特有のいぢりしい後進性・社会改良の現実の停滞は、全体として社会政策に慈善救恤的遺風を排せず却ってこれを促進させ、産業資本開花期の社会政策の本舞台たるべき労働者政策を公的救済制度をもって代替せしめる伝統と、社会事業と社会政策を不明確に混同する研究視角を大正年間、いな第二次戦争時まで維持させたことは周知の事実である。（たとえば救済事業調査会（大正七年六月設置）の調査方針¹³や、救護法（昭和四年）制定関係者の述懐趣旨¹³を参照）。この事情のもとでの社会事業研究は、全体としてまずあたらしい諸社会問題の性質を絶対主義的理念をもって取り敢えず理解し、つづいてその傾斜に沿うて外国文献の特殊な撰取の仕方をしてゆくが、その諸段階はおおむね四つに区分できよう。

第一段階は明治末期—大正期前半で、この期を代表したのが内務省参事官井上友一博士の古典的労作（明治四二、前掲）であり、つづく第二段階は大正末期—昭和前半期（とくに昭和六一—二一年頃）で、この期の代表的研究は海野幸徳氏はじめ、生江

孝之・安井誠一郎・山口正ら諸氏によってしめされた。さらに昭和一〇年代を第三期、戦後を第四期とみていいであろう。

まず、第一期を代表する井上博士の研究は、近代的社会問題の出揃った明治末期に、かかる社会問題に対処するものとしての「恤救制度」(ないし「救済行政」、「社会改良制度」)が、もはや旧い博愛的(宗教的ないし人道的)理想や社会的理想(社会主義等)などの抽象的な「動機や世界観」によって立論するべきではなく、むしろ「国家全体の利害より察し、之を公益に鑑み」てこの制度の理想を定めるべきだとし、そのような救済制度≡社会改良制度を、たんなる経済的救恤(行政)に限るべきでなく、防貧を、さらには救恤・防貧の源泉・骨髄たる「風氣的」救済行政ないし「風化的制度」をこそ達成すべきだとし、かくて「公利公益より遠視し経済風氣の各方面に於て社会改良の方法を講ず則ち救済制度研究の能事茲に竭きん」と結語して、たんなる救済問題を超えた社会問題の近代的領域の広汎性を早くに看取した点で、注目される。しかし氏は外国の「博愛」や「社会主義」を警戒しつつも、自身は明治絶対主義の「理想」からは自由でなかつたわけだし、のみならず公的「制度」や「行政」が社会事業のすべてだとする家父長的(今日もなお継続する)見解のプロトタイプを打出されたのであった。なおこの書物は内外の救済法制の理論と歴史を詳述し、経済学説史・社会思想史のスケッチまでもふくむ該博なもので、当時としては刮目すべき力作である。

その後第二期にはいつて、デイヴァインやザロモンの研究が導入されるが、デイヴァインの学説の基底がおそらくよく了解されなかつたのに比し、ハイマン≡ザロモン理論の母胎たるドイツ社会民主党が屈辱の歴史を重ねつつも保持した「権利」の思想が、ときあたかもわがくに社会主義運動の昂揚と直結し、結果としてドイツ的「福祉」≡Wohlfahrt・「社会化」≡Sozialisierungの概念の普及をみた。けれどもファシズムによる弾圧期にはいるにつれ、権利の達成目標としての「福祉」よりもむしろ一層抽象的な「人格」の完成目標としてのそれがいつかとして代り、これが旧い父権的・道義的見解の底流をふたたび表面に押しださせファシズムとつながらせる媒介役を果す。かかるローマンの規定はまず海野氏によって「全人間・全人格に対する真に意味ある救助形式」として与えられ、やがて生江・安井・山口氏らの見解にまで整理されるが、これらの諸研究の共通の特色

は、(一)社会事業の対象として、なお主として社会のどん底に沈溺する、またはそれに近い層を想念し、(二)目標・契機点ではきわめて観念的な「社会生活の充実と福祉の増進を将来すべく」(生江)とか、「社会の共同福利の思想に基き」(安井)とか、「全体社会の調和的発達を企図する社会進歩主義のもとに、公共の福利を目的として」(山口)といった規範的な規定が無条件に前提されるが、(三)しかしこれは、異口同音にザロモンから用語を借用しつつも、じつはわがくにの絶対主義的理念とドイツ社会学的思维の混淆とによって内容を換骨奪胎した、その点でドイツ社会民主党的「福祉」理念ともまた異なる、むしろともすればもう一段も二段もゆるい近世ドイツ的 *Wohlfahrtsstaat* 概念⁽¹⁷⁾に期せずして連なりかねない理念を仄示していたこと、であった。しかもこのような理解の伝統は、戦後においてすら、たとえ昭和二五年、パリでの第五回国際社会事業大会に提出すべく、国連の要請に応じて日本社会事業研究所が中心となつて作られた社会福祉研究委員会が日本の現状にもとづき作成した定義⁽¹⁸⁾にも、揺曳している。

ところでこのように大正・昭和前半をつうじての社会事業研究が、その方面の専門家のあいだでは、陳腐と混迷のなかですごしたのたいし、むしろ隣接研究分野たる社会政策論の方面で、父権的・人道主義的・講壇社会主義的・社会民主主義的、等々の種々の改良主義の「理想」の唱導からは自由な、しかもマックス・ウェーバー⁽¹⁹⁾エビゴーン風のたんなる小ブルジョアの *Objektivität* から自由な、ただし社会科学的方法に立脚した研究がすすみ、翻つて関係領域としての社会事業についても、規範問題・方法問題にかんするがぎり完全に科学的な視野がはじめて拓かれたのは、些か皮肉な事態だつたと言わなければならぬ。ただしこの立場もまた、別述のとおり社会事業の領域を窮民に限定したり、通称「社会事業」のうちから社会政策範疇を摂取することを怠つたりする点では、硬直した歴史観をまぬがれなかつた。この方向の研究業績はとりわけ風早八十二・服部英太郎・大河内一男ら諸氏の精力的作業を中心に掲げられたものである。こうして社会事業から「道義」が追放されるとき、社会事業論の理論的真実状態が現出した。いな、海外における実践と研究の一応の前進をよそに、そもそも社会事業論が一時棄てさられたのである。

戦後のわがくにでは、「社会福祉」概念の頭場とともに、ようやく社会事業研究の鎖固状態が解かれ、だいたい三つ(ないし四つ)の動向のもとに、ようやくこの方面の学問活動が活潑となってきた。第一は英米式のもので、くわしくいえばこれは実際の・内容枚挙的なイギリス型の研究方向と、専門職業的なケース処遇の技術をそのまま社会事業とみてこのような技術とその機能を分析するアメリカ型のものがあり、戦後状況のもとでクロウズ・アップされたが、ただし日本の思惟にはイギリス型がどちらかといえば身につかず、結果としてもっとも入りやすいアメリカ式技術論、ないしその基礎たる「社会病理学」(social pathology)的方法をそのまま導入しようとする向きが圧倒的である。たとえば竹内愛二・戸田貞三・磯村英一・岡村重夫ら諸教授の研究視角がこの動向の長短を代表する。第二に、少数ながら、戦後の労働運動やマルクス主義経済学の前進に伴い、その視野から、また実際には社会政策的論法の適用によって、社会事業を資本制的に把握しようとする向きがあるが、全体としては社会事業の意義をややもすれば一義的・回顧的に観察し、その実践としての意義、いわばその *Value* を冷視しがちとなるもので、大河内一男教授のほか、孝橋正一教授もこの立場に属するとみてよい。第三は、これも少数であるが、なんらかの意味で社会事業のあたらしい理念の解明を盛りこみつつ独創的かつ実践的な本質論を志し、その面から重要な貢献をしめしながらも、ともすれば歴史認識の不徹底さから楽観的道義論に接近するきらいをふくむ動向であって、竹中勝男氏・音田正巳教授らがこの好例であり、この立場の特色はいわば *Value* が溢れるかわりに、ややもすると社会科学的方法意識がみだれやすいことである。以上の諸見解のうち、第一の立場は第三の立場とかならずしも相反せず、むしろかえって相互補完の関係がしばしばみられること(第一見解の母国における“social action”の重視傾向に照応)が注意される。

さて、われわれはふたたび社会事業論の現状に眼を戻し、そこに伏在している種々の問題点を指摘する仕事に移りたい。以下、まず第一に、社会事業がしばしば「社会福祉事業」と称せられ、なんらかの「社会福祉」を目指すといわれている事態にかんがみ、果して社会事業論がこの概念をどのように取扱ってきたか、またわれわれ自身は

これをどう取扱うべきか——いわば「社会福祉」の Idealismus, philosophy の問題——について具体的例にもとづいて考察し、ついで第二に、現実の社会事業の本質をめぐる諸論点の輪廓をさらに細かく、とくに社会事業の主體および実践の意義の問題を中心として、描出してみたいとかがえる。

(未完)

(1) そのような要請の国際的一般状況を説得的に伝えるものとして、たとえば、United Nations (Department of Social Affairs): Training for Social Work, an International Survey, New York 1950. を参る。

(2) 「社会政策が、国民経済における生産者としての資格に於る要救護性(或は要保護性)にその課題を見出すのに対して、社会事業は同じく要救護性を、即ち各自の自己救助のみを以てしては当該個人の肉体的乃至精神的生活が順当に保証し得ない場合を、問題とするものであるけれども、この場合に於る要救護性は、生産者たる資格との聯関において問題とせられるのではなく、それ以外の資格に於て採り上げられるのである。即ち一般消費者としての資格に於て要救護性が存在するか、或はその肉体的生活乃至保健衛生的生活に於て、或は道徳的教育的生活に於て、要救護性が見出された場合に、社会事業の広汎な領域が其処にひらかれるのである。そしてこの場合特に重要なものは、社会政策の対象としての生産者たる資格を永久的になり一時的になり喪失し、斯くして国民経済的連繫から切断されて在ることが同時に社会事業の対象としての要救護性を創り出すと云ふ関係である。之はただに所謂「経済保護」にのみ限られた問題ではなく、或は保健上の、或は教育上の、要救護性も、現代に於ては、社会の生産者機能からの脱落を直接間接原因とする場合が多いと云ふ点を反省すべきである。このように社会事業の場合における要救護性は、資本主義経済の優れた意味での聯繫を断たれ社会的分業の一環たることを止めた場合における経済的、保健的、道徳的、教育的等の要救護性であり、この意味でそれは資本主義経済の再生産の機構から一応脱落した謂はば経済秩序的、存在、だと云ふことが出来るであらう。この点は、社会政策が資本主義経済の順当な再生産の一条件であるのと著しい対照をなすものであり、また社会事業の以上のやうな経済秩序的、存在の故に、それは古来

「社会福祉」本質論の問題点

のである。』(大河内一男「社会政策の基本問題」第一版、昭一六、三五二―三ページ)。この点は戦後再確認された(同氏「社会政策(各論)」昭二五、二六―三〇ページ)。それへの批判として孝橋正一「社会事業の基本問題」一〇二―一〇五ページ、および音田、前掲論文、所収誌八一―八四ページを参照。

(3) この点、通用語としての「慈善行為」・「慈善事業」・「社会事業」があらわすそれぞれの歴史的内容の区別は大切であるにしても、この区別を本来の社会事業範疇にかかわらしめることはかえって問題を混乱にみちびくようにおもわれる。参照、近藤文二「社会保障」一六〇―一六五ページ。近藤教授は風早氏が「慈善行為」と「社会事業」の区別をただしいとしつつも、その区別点たる「社会的」なるものを「慈善事業」にみとめることを否定され、前二者のどちらでもない「慈善的社会事業」とされた。この場合「社会的」でないとは「要求護性はあくまでも個人を前提とし、それが社会の義務としてとりあげられていないこと」のようである。しかし慈善も慈恵も、その直接の実施者が個人であろうと否とを問わずそのブルジョア性こそが問題であり、また対象の要救護性がすべて社会的、体制的な点こそが問題なのではないか。

(4) 労働者や中間階層の互助共済活動を社会事業とみるべきか否かは、次述の主体の規定との関連で問題となるが、このうち本来の労働者運動の一環として展開されるものと、ブルジョアジーのインシアティブによるものとが区別されなければならないであろう。

(5) 社会事業の主体が直接ブルジョアジー一般であるという規定はおそらく筆者によってはじめて提起されるものであるが、この点については後述参照。社会事業の領域をその制度(公的諸規制)ではなくてヴォランティアな現業活動に求めるべきであるという視角は、直接には音田教授の示唆的論文(前掲)に負う。ただし筆者はむしろそれをおして英米における社会事業論(リアリズム)の一般的有効点を看取する。同時に音田教授の見解が英米的社会事業論の短所までをもちこまれ、「福祉国家資本主義」についての超体制的窺(社会主義への社会事業の接続)と結合し、そのため最後にいたって本質論に致命的破綻をもたらされた経緯をあやしむのである。

(6) この点についてはとくに社会政策学会第十五回大会(於東京都立大学、昭和三二年四月三〇日)における日・米の「生産性向上と社会保険」をめぐる近藤文二・金子卓治両教授の実証的報告が留意される。なお参照、近藤、前掲、一九〇―一二ページ。

(7) この点、「社会事業そのものの対象がなくなり、社会政策がこれに代って補充されて行くことが、社会進歩の一指標なのである」(大河内「社会政策(各論)」三〇ページ)という叙述は、資本制下の社会事業が論ぜられているかぎり、疑問である。

(8) ただし「公的社会事業」にも自生的要素が附随しないのではない。たとえばソーシャル・ワーカーが公務員として現業活動をおこなう場合、そのマージナルなサーヴィス活動はそれである。この場合いわば国家や公共団体が法的・行政的規制の境界線を超えてブルジョアジーたる私人と同列で活動するとみてよい。

(9) この点、立論構造を異にされる竹中・岡村両氏とともに社会政策を労働力政策だと規定しているのが注目される。参照、竹中、前掲、一六九・一八五ページ、岡村、前掲、一三三ページ。

(10) 桑田熊蔵「慈善事業と社会政策」社会と救済、一卷一号、八ページ。竹中、前掲書、一四二ページによる。

(11) 参照、竹中、前掲書、一四〇―一四二ページ。

(12) 救済事業調査会の調査方針の慈恵思想にたいする森戸辰男・櫛田民蔵・神戸正雄・高野岩三郎ら諸家の批判の模様につき風早八十二「日本社会政策史」(昭三四版、七一九ページ)を参照。周知のように風早氏のこの力作は日本社会政策の慈恵的特質を実証的に浮彫りにしたものである。

(13) 参照、山崎巖「救済法制要義」昭六、四〇―四二ページ、岡村重夫「社会福祉学(総論)」昭三一、二二ページ。

(14) 井上、前掲、一一〇・五三五―五四九ページ。

(15) 海野幸徳「社会事業とは何ぞ」昭四、一四五ページ。もとより海外社会事業論の紹介の先覚としての氏の業績が評価され

ねばならない。右書のほか、「社会事業概論」昭二、「貧民政策の研究」昭三、「厚生学大綱——新科学としての社会事業学」昭二八、など参照。

- (16) 『社会事業とは結局社会生活の充実と福祉の増進を将来すべく社会的弱者(社会貧)を精神的、保健的、及び物質的に保護教導し、之を文化的生活(標準生活)の享有にまで向上且つ安定せしめんとする公私事業の総和であり、全部であると信ずる。』(生江孝之「社会事業綱要」(初版、大正二訂正一二版、昭一四、三〇ページ)。「近代的意義における社会事業とは、社会の共同福利の思想に基き、其の時代の文化的基準に適應せる正常なる社会生活を維持・擁護することを目的として、組織の方策に基き個人的並びに社会的困窮を除去防止せんとする公私一切の組織的活動を指示するものと解せらるるのである。』(安井誠一郎「社会問題と社会事業」昭八、一四ページ)。「社会事業とは社会的及政治的動機に基き現に生活難に陥り又は将来陥る虞ある個人又は社会に対し、全体社会の調和的発達を企図する社会進歩主義のもとに、公共の福利を目的として保健上道德上又は経済上等人間生活及び社会生活の各方面を計画的に救済し又は予防する為に、公私の組織的非営利的努力であると信ずるのである。』(山口正、前掲、三四ページ)。

- (17) 近時のイギリスの 'Welfare State' 概念とは嚴重に區別せべきドイツの 'Wohlfahrtsstaat' 概念の近世的意義と本質については、たとえば原田綱「法学的国家論」昭二七、八六—八八ページをよ。

- (18) 『社会事業とは、正常一般生活水準より脱落背離しまたはそのおそれある不特定の個人または家族に対し、その回復保全を目的として国家、地方公共団体、あるいは私人が社会保険、公衆衛生、教育等の社会福祉増進のための一般対策とならんとし、またはそれを補い、あるいはそれに代つて、個別的、集团的に保護助長あるいは処置を行う社会的な組織活動である。』

(日本社会事業短大編「社会福祉辞典」昭二七、二一九ページ)。

- (19) 竹内愛二「ケース・ワークの理論と実際——内外事例による研究——」昭二八、戸田貞三・土井正徳編「社会病理学」昭二九、磯村英一「社会病理学」昭二九、岡村重夫・前掲書など。

- (20) (21) 各氏の前掲諸著作を参照。